

労働力調査の概要

1 調査の目的

労働力調査は、統計法に基づく基幹統計『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的

2 調査の範囲及び調査対象

調査の範囲は、我が国に居住している全人口。この調査は標本調査として実施しており、国勢調査の約 100 万調査区から約 2,900 調査区を選定し、その調査区内から選定された約 4 万世帯（基礎調査票の対象世帯、特定調査票についてはうち約 1 万世帯が対象）及びその世帯員が調査対象。このうち東京都においては、毎月約 4,400 世帯が対象

3 調査の期日及び期間

調査は、毎月末日（12 月は 26 日）現在で行う。就業状態については、毎月の末日に終わる 1 週間（12 月は 20 日から 26 日までの 1 週間）の状態を調査

4 調査の流れ

総務大臣 — 都道府県知事 — 指導員 — 調査員 — 調査世帯

5 調査事項

- (1) 全ての世帯員について
 - 男女の別 ○世帯主との続き柄 ○出生の年月
- (2) 15 歳以上の世帯員について
 - 氏名 ○配偶の関係 ○調査週間の就業状態
 - 所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類 ○所属の企業全体の従業者数
 - 仕事の内容 ○勤めか自営かの別及び勤務先における呼称
 - 雇用契約期間の定めの有無及び 1 回当たりの雇用契約期間
 - 調査週間の就業時間及び就業日数 ○1 か月間の就業日数 ○最近の求職活動の時期
 - 就業の可能性
 - 探している仕事の位置づけ（主にする仕事か又はかたわらにする仕事か）
 - 求職の理由
- (3) 世帯について
 - 15 歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別 15 歳未満の世帯員の数
 - 世帯員の異動状況（2 か月目調査の世帯のみ調査） 等

6 結果の公表

総務省統計局に提出された調査票は、独立行政法人統計センターにおいて集計される。調査結果はインターネット、刊行物及び閲覧に供する方法で公表

東京都においては、統計法第 33 条第 1 号に基づき総務省統計局から提供された東京都分の調査票データについて、平成 15 年平均結果より「年平均」「四半期平均」として別々に公表